

ウォーターサーバーガイドライン

日本宅配水&サーバー協会宅配水事業者のウォーターサーバー（以下、サーバーという）に関わる管理運営基準の指針（ガイドライン）は次の通りとする。

項目

1：サーバー

- 1-1：サーバーの定義
- 1-2：サーバー各部の名称
- 1-3：構造要件
- 1-4：取扱および注意事項の表示

2：サーバーの管理

- 2-1：サーバー、部品の受入
- 2-2：サーバー保管区及びメンテナンス区への立ち入り規制
- 2-3：識別管理
- 2-4：保管
- 2-5：運搬
- 2-6：廃棄及びリサイクル

3：サーバーのメンテナンス

- 3-1：メンテナンスの目的
- 3-2：メンテナンスの対象と実施期限
- 3-3：メンテナンス実施における管理事項
 - 3-3-1：計画
 - 3-3-2：メンテナンス責任者の設置
 - 3-3-3：作業者の管理
 - 3-3-4：施設の管理
 - 3-3-5：設備等の管理
 - 3-3-6：そ族及び昆虫対策
 - 3-3-7：使用水等の管理
- 3-4 メンテナンスの実施
 - 3-4-1：メンテナンスの計画
 - 3-4-2：メンテナンスの実施事項
 - 3-4-3：記録の作成及び保存

4：情報の提供

5：回収(リコール)

1：サーバー

1-1：サーバーの定義

サーバーとは電気用品安全法上の位置付けとして、温水を作る機能の部分と冷水を作る機能部分の2つから構成される複合電気用品もしくはどちらか一方を有するものであり、宅配製品水を供給する装置のことをいう。

温水部分：電熱器具（電気湯沸器）

冷水部分：電動応用機械器具（電気冷水器）

1-2：サーバー各部の名称

一般的なサーバーの展開図とその部位の名称、必要なものにはその定義を別紙1に示し、本ガイドラインではこれらの名称を使用するものとする。

1-3：構造要件

サーバーは下記の要件を満たしていること。

- ・サーバーは容易にメンテナンスが可能な構造であること
- ・サーバーを構成している部品及びその構成は関連法規の規格基準に適合していること
- ・サーバーは製品水と接続する際、外気と直接触れずにサーバー内に給水される構造であること。
- ・外気を取り込むサーバーの場合、エアフィルターなどを介して外気と直接触れない構造であること。
- ・サーバーの水受け皿は取り外し可能で適切に洗浄できる構造及び形状であること。
また、給水蛇口部分も適切に洗浄及び殺菌できる構造及び形状であること。
- ・温水タンクを有するサーバーは温度過昇防止等の安全装置が取り付けられていること
- ・温度調節を目的とした温水温検知部品及び冷水温検知部品は安全性を保障できる材質及び構造になっていること

1-4：取扱及び注意事項の表示

法令に基づく表示及び予見される危険に対する注意喚起をサーバーに適切に表示すること。また、サーバー設置上または使用上の注意事項、サーバー管理上のお願いなどについて取扱説明書等の文書により、確実に使用者に提示すること。別紙2の文例集を参考にして、図や記号などを用いて分かりやすく表示を行うこと。

2：サーバーの管理

2-1：サーバー、部品の受入と情報管理

サーバー、部品類の受入にあたっては、内容、表示等を点検し、その結果を記録するよう努めること。また定期的に自主検査を行い、規格基準等への適合性を確認し、その結果を保管する事。更に寄生虫、病原性微生物、農薬、動物用医薬品、有毒物、腐敗物、変敗物又は異物を含むことが明らかな場合、当該製品を受け入れないこと

安全、食品衛生上の危害の発生防止に必要な限度において、サーバーに関わる仕入元、製造所

又は加工所、出荷又は販売先その他必要な事項に関する情報は管理状態におくようにする。情報の保管期間は、サーバーの流通実態に応じて合理的に設定し、必要が生じた場合速やかに利用できる状態を維持すること。サーバーについて自主検査を行った場合も同様の期間、検査記録を保管し、何時でも利用可能な状態を維持すること。

2-2：サーバー保管区及びメンテナンス区への立ち入り規制

サーバーの保管及びメンテナンスを行う区域へは当該区域で作業を行う者以外の者が立ち入ることのないようにすること（但し、当該サーバー取扱者以外の者の立入りによるサーバー等の汚染の恐れがない場合はこの限りではない）。また、これらの区域へ入る際には、必要に応じて、更衣室等を経由し、衛生的な作業着、履物への交換、手洗い等を行うこと。

2-3：識別管理

サーバーはその状態（不具合品、メンテナンス前品、出荷前品等）が誰の目に見ても分かるように、適宜表示や区分けをして識別管理に注意を払うこと。

2-4：保管

サーバーやその部品類の保管にあたっては、以下の事項の実施に努めること。

- ・サーバーへの金属、ガラス、じん埃、洗浄剤、機械油等の化学物質等の異物混入防止のための措置を講じ、必要に応じて検査すること。
- ・サーバーの保管はロット毎に管理し、記録すること。
- ・サーバーの種別毎にその特性、材質等について記載した仕様書等を保存すること。
- ・カビ、ダニ、粉塵等による汚染を防ぐため、サーバーやその部品類の保管区域の清掃や整理整頓を実施して、常に清潔な状態を保つように措置を講じること。
- ・近くに強い匂いのある場所には保管しない。

2-5：運搬

サーバーを運搬する場合、以下の事項の実施に努めること。

- ・サーバーの運搬に用いる車両、コンテナ等はサーバーを汚染させるようなものであってはならない。常に清潔にし、補修を行うことにより適切な状態を維持すること。
- ・サーバーとサーバー以外の貨物を混載する場合は、サーバー以外の貨物からの汚染・臭いの吸着を防止するため、必要に応じ適切な包装を行う等サーバー以外の貨物と区別すること。
- ・運搬中にサーバーがじん埃や有毒ガス、臭気等に汚染されないよう管理すること。
- ・運搬中は落下・転倒など強い衝撃を与えないように管理に注意すること。

2-6：廃棄及びリサイクル

- ・サーバーの廃棄やリサイクルについては環境及び資源保護の観点から適切な方法を選ぶこと
- ・サーバーの廃棄やリサイクルの方法について、関係法令を遵守し、手順書を作成すること。

特にフロンガス類については、大気中に放出しないこと。また、マニフェストが必要な場合は、必ず取り揃え保管管理する事。

- ・廃棄やリサイクルを行うサーバーは明確に区別できるようにして保管する事。
- ・廃棄やリサイクルを行うサーバーは、メンテナンスを行う区域又はサーバーの保管区域に保管しないこと。
- ・廃棄やリサイクルを行うサーバーの保管場所は、周囲の環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理する事。
- ・廃棄物の処理は適切に行うこと。

3：メンテナンス

3-1：メンテナンスの目的

お客様がご使用中のサーバーについて、定期的な点検・清掃・洗浄・消耗部品の交換などを実施することにより、お客様がサーバーを衛生的且つ安全にご利用いただく事を目的とする。

3-2：メンテナンスの対象と実施期限

メンテナンスの対象は、メンテナンスの実施期限を迎える使用中のサーバーとする。また実施事項について在宅メンテナンスもこれに準じる。また、メンテナンスは定期的な実施に努めることとし、メンテナンスの実施期限はサーバーの安全性、耐久性、衛生上の特性を考慮し定めること。

3-3：メンテナンス実施における管理事項

3-3-1：管理の計画

- ・日常点検を含む衛生管理を計画的に実施すること。
- ・メンテナンスの目的を考慮して、施設や機械器具の適切な清掃、洗浄及び消毒の手順を定め、手順は文書化すること。手順には、清掃・洗浄及び消毒の方法、清掃または洗浄を行う場所、機械器具、作業責任者、清掃又は洗浄の頻度、モニタリング方法等必要な事項を含み、必要に応じ専門家の意見を聞くこと。
- ・上記に定める清掃、洗浄及び消毒の方法の適切性を評価すること。適切性の評価には第三者機関等を利用することが望ましい。
- ・施設、設備、人的能力等に応じて、適切なメンテナンス管理を行うこと

3-3-2：メンテナンス責任者

- ・メンテナンス作業員及び関係者のうちからメンテナンス責任者を定めること。メンテナンス責任者はメンテナンス施設毎に常駐することが望ましい。
- ・メンテナンス責任者は、メンテナンスに必要な電気技術や安全衛生、環境（廃棄、リサイクル）に関する知識を有するものであり、常に新しい知見の習得に努めること。
- ・メンテナンス責任者は、事業者の指示に従い、安全衛生の管理にあたること。
- ・メンテナンス責任者は、施設の衛生管理の方法や安全に関する事項について必要な注意を行うと共に、事業者に対し意見を述べるよう努めること。

- ・事業者は、メンテナンス責任者の意見を尊重すること。

3-3-3：メンテナンス作業者の管理

- ・メンテナンス作業者の健康診断は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意して行う。
 - ・メンテナンス作業者は定期的に検便（年1回以上）を受けること。
 - ・次の症状を呈しているメンテナンス作業者については、その旨を責任者等に報告させ、メンテナンス作業に従事させないようにするとともに、医師の診断をうけさせること。
黄疸、下痢、腹痛、発熱、発熱を伴う喉の痛み、皮膚の外傷のうち感染が疑われるもの（やけど、切り傷等）、耳、目又は鼻からの分泌（病的なものに限る）、吐き気、嘔吐、皮膚に外傷があって上記に該当しない者を従事させる際には、当該部位を耐水性を有する被覆材で覆うこと。
 - ・サーバー作業者が一類感染症の患者、二類感染症若しくは三類感染症の患者又は無症状病原体保有者であることが判明した場合は、保菌していないことが判明するまでサーバーに直接接触する作業に従事させないこと。
 - ・メンテナンス作業者は、ヘアピン、安全ピン等をメンテナンス施設内に持ち込まないこと。
 - ・メンテナンス作業者は、常に爪を短く切り、マニキュア等は付けないこと。作業前、用便直後は、必ず手指の洗浄及び消毒を行うこと。
 - ・メンテナンス作業者は、作業中に次のような行動は慎むこと。
手又はメンテナンスを行う器具で髪、鼻、口又は耳にふれること
作業中たん、つばをはくこと
喫煙
メンテナンス実施区域での飲食
- 保護されていないサーバー上でくしゃみ、咳をすることまた、メンテナンス作業者は、所定の場所以外では着替え、喫煙、飲食等を行わないこと。
- ・メンテナンス作業者以外の者が施設及びメンテナンス場所に立ち入る場合は、同様に上記の衛生管理に十分注意をすること。

3-3-4：施設の管理

- ・施設及びその周辺は、定期的に清掃し施設の稼働中は常に衛生上の支障のないように維持すること。
- ・メンテナンス、保管等を行う場所には、不必要な物品等を置かないこと。
- ・施設の内壁、天井及び床は、常に清潔に保つこと。
- ・施設内の採光、照明及び換気を十分に行うとともに、必要に応じ適切な温度及び湿度の管理を行うこと。
- ・窓及び出入口は、開放しないこと。やむをえず、開放する場合にあっては、じん埃、そ族、昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。
- ・便所は常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒を行うこと。
- ・施設内では動物を飼育しないこと。

3-3-5：設備等の管理

- ・衛生保持の為、機械器具（清掃用の機械器具を含む）は、その目的に応じて使用すること
- ・機械器具及び分解した機械器具の部品は、金属片・不潔異物・化学物質等の混入を防止するため、洗浄及び消毒を行い、所定の場所に衛生的に保管すること。また、故障又は破損があるときは、速やかに補修し、常に適正に使用できるよう整備しておくこと
- ・機械器具及び機械器具の部品の洗浄に洗剤を使用する場合は、適正な洗剤を適正な濃度で使用すること
- ・温度計、圧力計、流量計等の計器類及び滅菌、殺菌、除菌又は浄水に用いる装置について、その機能を定期的に点検し、その結果を記録すること
- ・洗浄剤、消毒剤その他化学物質については、使用・保管等の取扱いに十分注意すると共に必要に応じ容器に内容物の名称を表示する等、誤使用や混入を防止すること
- ・施設、設備等の清掃用機材は、使用の都度洗浄し、乾燥させ、専用の場所に保管すること
- ・手洗設備は、手指の洗浄及び乾燥が適切にできるよう維持すると共に、水を十分供給し、手洗いに適切な石鹸、爪ブラシ、ペーパータオル、消毒剤等を備え、常に使用できる状態にしておくこと
- ・洗浄設備は、常に清潔に保つこと

3-3-6：そ族及び昆虫対策

- ・施設及びその周囲は、維持管理を適切に行うことにより、常に良好な状態に保ち、そ族及び昆虫の繁殖場所を排除するとともに窓、ドア、吸排気口の網戸、トラップ、排水溝の蓋等の設置により、そ族、昆虫の施設内への侵入を防止すること
- ・施設では、そ族又は昆虫が発生しているかを確認するために、そ族及び昆虫のモニタリング（トラップを用いた定点調査等）を実施することが望ましい。
- ・そ族又は昆虫の発生を認めた時には、サーバーや部品類に影響を及ぼさないように直ちに駆除する事
- ・殺鼠剤又は殺虫剤を使用する場合には、サーバーや部品類等を汚染しないようその取扱いに十分注意すること
- ・そ族又は昆虫による汚染防止の為、サーバー、部品類等は出来る限り解放状態で保管しないこと

3-3-7：使用水等の管理

- ・メンテナンス施設で使用する水は、飲用適の水であること。ただし、次のような場合は、この限りではないが、これらの水がサーバーに直接触れる水に混入しないようにすること。暖房用蒸気、防火用水等、メンテナンスに直接関係ない目的での使用。サーバーの安全に影響を及ぼさない冷却などの工程における清浄海水の使用。
- ・水道水以外の水を使用する場合には、年1回以上水質検査を行い、成績書を3年間以上保存する事が望ましい。但し、不慮の災害により水源が汚染された恐れのある場合には、その都度水質検査を行うこと。

- ・貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、清潔に保つこと。
- ・水道水以外の井戸水、自家用水道を使用する場合は、殺菌装置又は浄水装置が正常に作動しているかを定期的に確認し、記録する事。
- ・使用した水を再利用する場合にあっては、サーバーの安全性に影響しないよう必要な処理を行うこととし、処理工程は適切に管理する事。

3-4：メンテナンスの実施

3-4-1：メンテナンスの計画

メンテナンスの目的を考慮して、次項 3-4-2 で定めるメンテナンス実施事項について具体的な作業の手順を定め、手順は文書化する。手順は作業者及び関係者に周知徹底させるとともに、作業者へは手順に則った作業ができるよう適宜教育を行う。また、メンテナンス作業手順の適切性を定期的に評価し、必要に応じてメンテナンス手順の見直しを繰り返すことで、メンテナンス品質の向上に努めること。

3-4-2：メンテナンスの実施事項（事業者が行う実施事項）

- ・サーバーの外観を観察して、漏水、破損や傾き等異常がないことを確認する。
- ・サーバー外装や放熱装置（放熱板、放熱フィルターなど）の埃・汚れを除去し、異音、振動、冷水及び温水の温度をはじめ過昇防止・電気安全装置類（ヒューズ、温水温検知部品等）を点検し機能上、使用上に問題がないことを確認する。尚、問題があれば交換など適切な処置を行うこと。また、殺虫剤などの使用に際しては、使用方法等については専門家の指示に従い、安全性を確認した上でサーバーに残留しないように適切な洗浄を行うこと。
- ・飲用水と接触する全ての部位に対して衛生上の適切な洗浄を行うこと。洗浄やすすぎに使用する水は、飲用適の水であること。また洗浄や除菌に使用する薬剤等の残留がないようにすすぎ等を十分に行い、その残留がない事を確認すること。更に洗浄液などの廃水は必要に応じて、適切な処理を行うこと。
- ・部品の機能、特性を考慮して、部品ごとに交換すべき期間を設定し、その決められた期間内に確実に交換を実施する。特に温水と接触する部位については、その耐久性について十分に留意し、安全を確保すること。
- ・メンテナンス実施後は、サーバーの動作状況や漏水がない事を確認する。また、温水コックのチャイルドロック等の動作確認も十分に行うこと。
- ・サーバーの保管や流通時の衛生状態を保つために、蛇口や容器接続部などからの2次汚染を防ぐ目的で、衛生的なキャップや被覆材を用いて密封する事が望ましい。
- ・サーバーのメンテナンス記録等を作成し適切な期間まで保管する。
- ・サーバー設置後、次回メンテナンスが滞りなく実施できるように記録管理する。また、サーバーには次回メンテナンス予定を明示することが望ましい。

4：情報の提供

- ・消費者に対し、販売製品についての安全性に関する情報提供に努めること。
- ・製造又は輸入した製品に関する消費者からの被害情報及び食品衛生法に違反する情報について必要に応じて所轄機関に速やかに報告すること。

- ・上記の報告に関しては、業界として被害の拡大を防ぐ目的で、協会事務局に同時に報告を行うこと。

5：回収(リコール)

重大な安全衛生上の問題(有傷事故や火災など大きく財産が損なわれる事故)が発生し、拡大の懸念があり、消費者に対する被害を未然に防止する観点から回収(リコール)が必要になる場合に備え、問題となったサーバーを迅速且つ適切に回収できるよう、回収に関わる責任体制、具体的な回収方法、所轄機関等への報告の手順を定めること。

また下記の項目に考慮すること。

- ・重大な安全衛生上の問題が発生した場合、直ぐに所轄官庁に相談した上で、回収を含むその後の対応を決定する。
- ・サーバーに起因する安全衛生上の危害が発生した場合において、回収されたサーバーは必要な措置を的確且つ迅速に行うこと。
- ・回収されたサーバーは、通常サーバーと明確に区別して保管し、所轄機関の指示に従って適切な措置を講ずること。
- ・回収を行う際は、必要に応じ、消費者への注意喚起等のため、当該回収に関する公表について考慮すること。
- ・回収にあたっては、業界として被害の拡大を防ぐ目的で、協会事務局に同時に報告を行うこと。
- ・損害保険等の準備を行うことが望ましい。

以上

【別紙 1】 サーバーの主な部品名称例

No.	サーバー各部の名称	No.	サーバー各部の名称	No.	サーバー各部の名称
1	容器接続部	1 4	タンクベース	2 7	温水タンク断熱材
2	容器設置部 (上部)	1 5	コック固定パッキン	2 8	コンプレッサー
3	容器設置部 (下部)	1 6	上部フロントパネル	2 9	冷却装置
4	エアフィルター	1 7	冷水コック	3 0	ヒーター
5	通気口	1 8	温水コック	3 1	底板
6	トップカバー	1 9	水受け皿	3 2	サイドパネル
7	冷水タンク断熱材	2 0	水受け皿カバー	3 3	放熱板
8	セパレーター	2 1	下部フロントパネル	3 4	電源コード
9	冷水タンク	2 2	後部パネル	3 5	温水ドレインキャップ
1 0	冷水パイプ	2 3	冷水温検知部品	3 6	冷水ドレインキャップ
1 1	温水パイプ	2 4	温水過昇防止装置	3 7	容器
1 2	冷水タンク送水口	2 5	温水温検知部品	3 8	容器 (サーバー接続部分)
1 3	排水管 (冷水・温水)	2 6	温水タンク		

